



可鍛鋳鉄品

JIS G 5705 : 2018

(JPFA/JSA)

平成 30 年 8 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 金属・無機材料技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	長井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
(委員)	相浦 直	一般社団法人軽金属溶接協会
	栗飯原 周二	東京大学
	一谷 隆	高圧ガス保安協会
	井上 謙	一般社団法人日本産業機械工業会
	伊吹山 正浩	一般社団法人日本ファインセラミックス協会(デンカ株式会社)
	鎌土 重晴	一般社団法人日本マグネシウム協会(長岡技術科学大学)
	倉品 秀夫	公益社団法人自動車技術会(三菱自動車工業株式会社)
	里達 雄	東京工業大学名誉教授
	篠崎 和夫	東京工業大学
	田中 一彦	一般社団法人日本電機工業会
	千葉 光一	関西学院大学
	長谷川 隆代	昭和電線ホールディングス株式会社
	半田 雅俊	一般社団法人日本建設業連合会(戸田建設株式会社)
	藤田 篤史	日本冶金工業株式会社
	古主 泰子	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	水沼 渉	一般社団法人日本溶接協会
	山口 富子	九州工業大学
	吉田 仁美	一般財団法人建材試験センター

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 12.2.20 改正：平成 30.8.20

官報公示：平成 30.8.20

原案作成者：日本金属継手協会

(〒104-0031 東京都中央区京橋 3-14-6 斎藤ビル TEL 03-3564-2035)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審議部会：日本工業標準調査会 標準第一部会(部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：金属・無機材料技術専門委員会(委員会長 長井 寿)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	3
5 製造	4
6 機械的性質	4
6.1 引張強さ, 0.2 %耐力及び伸び	4
6.2 ブリネル硬さ	4
6.3 耐衝撃性	4
7 形状, 寸法及びその許容差	6
8 外観	7
9 残留炭素率	7
10 内部の健全性	7
11 試験片の採取	7
11.1 一般事項	7
11.2 試験片の数	7
11.3 引張試験片	7
11.4 引張試験片の選定	8
11.5 ブリネル硬さ試験片	8
11.6 残留炭素分析試験片	8
12 試験方法	9
12.1 引張試験	9
12.2 ブリネル硬さ試験	9
12.3 衝撃試験	9
12.4 残留炭素分析試験	9
12.5 内部の健全性試験	9
13 再試験	9
13.1 再試験の必要性	9
13.2 無効となる試験	9
13.3 規定を満たさない試験結果	9
13.4 試験片の熱処理によって引張試験結果が不合格となった場合の処置	9
14 検査	10
15 表示	10
16 報告	10

ページ

附属書 JA（参考）JIS, ISO 規格及び外国規格における種類の記号の対比表	11
附属書 JB（参考）JIS と対応国際規格との対比表	13
解 説	20

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、日本金属継手協会（JPFA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS G 5705:2000**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

可鍛鋳鉄品

Malleable iron castings

序文

この規格は、2005年に第2版として発行された ISO 5922 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JB に示す。

1 適用範囲

この規格は、白心可鍛鋳鉄品、黒心可鍛鋳鉄品及びパーライト可鍛鋳鉄品について規定する。それぞれの可鍛鋳鉄品の種類は、機械的性質によって分類する。この規格は、砂型又はこれと類似の熱拡散率をもつ鑄型で鋳造した可鍛鋳鉄品だけに適用する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 5922:2005, Malleable cast iron (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0403 鋳造品—寸法公差方式及び削り代方式

JIS B 2051 可鍛鋳鉄弁及びダクタイル鋳鉄弁

JIS B 2239 鋳鉄製管フランジ

JIS B 2301 ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手

JIS G 0201 鉄鋼用語（熱処理）

JIS G 0202 鉄鋼用語（試験）

JIS G 1211-3 鉄及び鋼—炭素定量方法—第3部：燃焼—赤外線吸収法

JIS Z 2241 金属材料引張試験方法

JIS Z 2242 金属材料のシャルピー衝撃試験方法

JIS Z 2243-1 ブリネル硬さ試験—第1部：試験方法

注記 対応国際規格：**ISO 6506-1, Metallic materials—Brinell hardness test—Part 1: Test method**